

平成22年11月  
林 野 庁

森林国営保険の今後の取扱いについて  
(森林国営保険加入者の皆様へ)

平成22年10月29日に行われた行政刷新会議ワーキンググループにおいて、森林保険特別会計については、「廃止（国以外の主体へ移管）」と評価され、具体的には「早急に、移管する主体を検討。それまでの間、暫定的に区分経理を維持」とされました。

林野庁としては、森林保険は、持続的な森林経営を進める上でのセーフティネットとして重要な役割を果たしており、「森林・林業再生プラン」の推進を図る上でも、森林保険の仕組みは今後とも維持・発展させる必要があると考えているところです。

つきましては、本評価結果を受け、林野庁では民間損害保険会社等の意見を聞きながら、森林保険に参入する主体の検討を開始しますが、一方では、森林保険の仕組みを確保する観点から、民間による本格的な参入がなされるまでの間、これまでと変わらず、適切に森林国営保険を運営することとしています。

このため、森林国営保険加入者の皆様方におかれては、森林国営保険制度が存続する間、従前どおり御利用頂きますようお願い致します。（今後の対応について明らかになり次第、改めてお知らせ致します）

なお、ご不明な点等がございましたら、以下の連絡先にお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

林野庁研究・保全課 森林保全推進室  
TEL 03-3502-8244 (直通)